

事例番号:370208

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 38 週 5 日 胎動あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日

9:12- 吃逆様の胎動以外の胎動を感じないため受診、胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈なし、基線細変動を認める

妊娠 39 週 2 日

9:46- 胎動がわからない、ノンストレス再検査のため受診、胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

10:26 胎児心拍異常のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 2 日

10:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失を認める

11:45 胎児機能不全のためトロイシテルによる分娩誘発

17:45 胎動なし

妊娠 39 週 3 日

11:01 胎児心拍異常のため、帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡(頸部 2 回)あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

- (2) 出生時体重：2900g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析：pH 7.37、BE -2.8mmol/L
- (4) アプガースコア：生後 1 分 2 点、生後 5 分 4 点
- (5) 新生児蘇生：人工呼吸（バグゲ・マスク、チューブ・バグゲ）、気管挿管
- (6) 診断等：

出生当日 重度低酸素性虚血性脳症

- (7) 頭部画像所見：

生後 5 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分：病院

- (2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 38 週 5 日の妊婦健診以降、胎動減少を感じた妊娠 39 週 1 日の外来受診時より少し前の間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

- 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

- 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 1 日、妊産婦からの電話連絡への対応（吃逆様の胎動以外を感じないという訴えに対し来院を指示）および来院時の対応（分娩監視装置装着、胎児心拍数陣痛図で基線細変動を認めるものの一過性頻脈を認めないためバックアップテストとして超音波断層法による BPS（バイオフィジカル・プロフィールスコア）を施

行したこと)は一般的である。しかし、BPS 8 点であるが、胎児心拍数陣痛図で胎児の健常性が保たれているか不明の状況で、翌日のノンストレス再検査の方針とし帰宅としたことは選択肢のひとつである。

- (2) 妊娠 39 週 2 日受診後の対応(分娩監視装置装着、基線細変動低下と判読、内診、超音波断層法、血液検査)は一般的である。
- (3) 入院後の対応(内診、分娩監視装置装着、超音波断層法、血液検査)は一般的である。
- (4) 妊娠 39 週 2 日、胎児機能不全のためトロイソテルによる分娩誘発を開始したこと、および妊娠 39 週 3 日まで経過観察としたことは、いずれも一般的ではない。
- (5) 分娩誘発について、文書を用いて説明し同意を得たことは一般的である。
- (6) トロイソテル挿入中の分娩監視方法は一般的である。
- (7) 帝王切開決定から 53 分後に児を娩出としたことは一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが勧められる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

妊娠 39 週 1 日に、胎動減少を主訴に受診した時の胎児心拍数陣痛の判読と対応、帝王切開の時期についての意見が家族より提出されているため、医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。